

特定非営利活動法人子どもと生活文化協会

コンプライアンス規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人子どもと生活文化協会(以下「この法人」という。)の倫理規程の理念に則り、この法人に適用される法令、定款及び内部規程の遵守(以下「コンプライアンス」という。)に関する問題を的確に管理及び処理し、もってその事業活動の公正かつ適正な運営に資するための組織及びコンプライアンス施策の実施及び運営の原則を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 この法人は、法令、定款及び内部規程の内容を真摯に受け止め、事業活動の業務遂行に際してはコンプライアンスを最優先する。

(組織)

第3条 この法人のコンプライアンスにかかわる組織としてコンプライアンス担当理事及びコンプライアンス委員会を置く。

(コンプライアンス担当理事)

第4条 コンプライアンス担当理事は、理事長が指定する。コンプライアンス担当理事は、理事会に対し、定期的にこの法人のコンプライアンスの状況について、報告する。

2 コンプライアンス担当理事は、コンプライアンス全般にかかわる事項を所管し、事務局を指揮監督して、コンプライアンスに関する各種施策を立案し、実施する。

(コンプライアンス委員会)

第5条 コンプライアンス委員会は、理事長が指名した役職員で構成し、委員長はコンプライアンス担当理事とする。

2 コンプライアンス委員会は、以下の事項を遂行する。

- (1) コンプライアンス施策の検討及び実施
- (2) コンプライアンス施策の実施状況のモニタリング
- (3) コンプライアンス違反事件について原因の究明に向けた分析及び検討
- (4) コンプライアンス違反の関係者の処分及び再発防止策の策定
- (5) その他コンプライアンス担当理事が指示した事項

(コンプライアンス委員会の開催)

第6条 コンプライアンス委員会は、定例委員会として、委員長の招集により毎年9月開催を原則とする。

2 委員長は、必要があると認めるときは、臨時委員会を招集することができる。

(報告、連絡及び相談ルート)

第7条 役職員は、コンプライアンス違反行為又はそのおそれがある行為を発見した場合は、速やかにコンプライアンス担当理事に報告する。

(役職員のコンプライアンス教育)

第8条 この法人は、役職員等に対してこの法人の倫理規程を含め、コンプライアンスに関する研修を行うものとする。

(懲戒等)

第9条 職員が第7条に定める報告を適切に行わなかった場合には、情状によりそれらの者を、規定に基づき懲戒処分に処する。

2 前項の懲戒処分は、理事会の決議による。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、令和3年9月30日から施行する。